

ロシア・ベラルーシ向け制裁・輸出規制に関する最近の動向

—22年9月の米国 EAR の大幅改正・**制裁強化**と、制裁の効果を窺わせる諸材料

22.9.22／改訂版 22.9.27

CISTEC 事務局

※9月15日に EAR の大幅改正とともに、制裁も拡大されているので追加した。

ロシア・ベラルーシ向けの制裁・輸出規制については、以下の資料に動向を記載してきているが、そこで注視が必要とした点に関連して、9月に入って目立った動きが出てきたので紹介する。

①米国・EU の対ロシア制裁概要と関連諸動向について（改訂6版）（2022.3.18 同 8.9 改訂6版）

https://www.cistec.or.jp/service/zdata_russia/20220318.pdf

②ロシアのウクライナ侵攻等に対する米国の対ロシア、ベラルーシ関連の輸出規制 強化の概要（改訂7-2版）（2022.3.4／2022.5.11 改訂7-2版）

https://www.cistec.or.jp/service/zdata_russia/20220304.pdf

※ ②に記載以降の輸出規制動向は、①の「輸出禁止」の項目に記載してある。

なお、ウクライナ4州のロシア併合のための住民投票等に関しては、G7外相会合がこれを非難し、更なるロシア制裁を予告する共同声明を公表しており（9/23）、更に追加的制裁がG7連携で行われることなると思われる。

【本資料での解説内容】

① ロシア向け制裁の一層の拡大（22.9.15の財務・国務両省の措置）（p1）

—制裁の回避・潜脱に関する非米国企業等に対する制裁の強化

—量子コンピューター関連を、EAR輸出規制とともに制裁対象にも追加。

② ロシア・ベラルーシ向け輸出規制の一層の拡大（22.9.15のEAR改正）（p4）

—輸出規制手法・適用範囲拡大を通じた中国による「支援」の牽制

—ロシアの産業向け品目の禁輸の大幅な拡大 等

③ 対ロシア制裁の効果を窺わせる諸材料について（p9）

—ロシア政府非公開会合文書やロシア財務省発表データに見る苦境

—外資撤退禁止の大統領令、北朝鮮・イランからの武器等調達の記事

■ロシア向け制裁の一層の拡大（22.9.15の財務・国務両省の措置）

- 制裁の回避・潜脱に関与する非米国企業等に対する制裁の強化・警告
- 量子コンピューター関連を、EAR輸出規制とともに制裁対象にも追加

米国務省・財務省は、商務省 BIS がロシア・ベラルーシ向け EAR 規制の大幅な拡大を行ったのと並行して、SDN 掲載（金融制裁）等の制裁を拡大した。

これは、EAR 改正が輸出規制の潜脱的支援取引（バックフィールド取引）に対する規制強化拡大と同様に、制裁の潜脱・脱法行為に対する制裁拡大を中心とした措置である。

■制裁等の要点

○33 企業・団体及び 45 個人への制裁・SDN リスト掲載

- ・NSPK(国家決済カードシステムのミールの運営会社)の会長兼 CEO、NSD（国立決済機関：中央証券保管機関)の会長等
- ・カディオフ（ロシア・チェチェン共和国の指導者で準軍事組織のトップ）とその家族ら
- ・Rusich（準軍事組織）、Lvova-Belova（ウクライナの子供たちをロシアに強制送還）等

○米国制裁潜脱・脱法行為を実質的支援の非米国企業への制裁警告

- ・ミール国家決済システムを使用する金融機関に対し、「ロシア有害活動制裁大統領令 14024」の米国制裁潜脱・脱法行為への実質的支援禁止規定制裁対象になりうる旨警告

○「ロシア有害活動制裁大統領令 14024」の適用範囲の再拡大

- ・量子コンピューターセクターも制裁対象化

○米国企業・団体・人によるロシアへの新規投資及び一定サービスの禁止大統領令 14071

- ・米国からの又は米国企業による輸出・再輸出等の規制の適用範囲の再拡大
- ・量子コンピューター関連サービスも対象化(10月15日施行)

■制裁拡大の意味、インパクト

(1) ミール国家決済システムを使用する金融機関に対する制裁潜脱・脱法行為を実質的支援の非米国企業への制裁警告

○ロシアに対しては、2014年のクリミア侵攻以降、逐次制裁が拡大されてきたが、21年4月に、「ロシア有害活動制裁大統領令 14024」が新たに施行され、ロシア経済の技術セクター、若しくは防衛セクター・関連資材セクター等のほか、ロシアの政府の関係機関その他について、SDN 掲載の制裁対象とすることができると規定された。

○そして、SDN 掲載により制裁された者に対して、実質的支援取引を行う非米国企業等についても同様の制裁対象とされた。

また、非米国企業等による SDN 非掲載者との取引についても、米国制裁潜脱・脱法行為への実質的支援になる場合は同様の制裁対象とされた。

○ミール（MIR）を運営するのは、ロシア中央銀行が創設した NSPK 社(国家決済カード

システム社)であるが、NSPK 社自体は SDN には掲載されていない(今回、同社の CEO が SDN 掲載されたが、やはり同社自体は掲載されていない)。

そういう中で、ミール利用の非米国金融機関が制裁潜脱・脱法行為への実質的支援関与として制裁対象となり得ると警告された考え方は、次のようなものである。

NSPK 社及びミール国家決済システムは、ロシア有害活動制裁大統領令 14024 に基づく制裁対象者・活動が関与する取引を処理するために利用されうる。従って、NSPK 社と契約を締結する金融機関等の企業は、非米国企業であっても、ロシア外でのミール国家決済システムの使用により、米国の制裁を潜脱・脱法しようとするロシアの取り組みを支援するリスクがある。

○ミール国家決済システムが制裁潜脱・脱法懸念があるのは、次のような事情によるものと考えられる。

① 制裁に参加しないトルコの銀行のミール利用の動きに対する警戒

- ・トルコは西側制裁には参加しておらず、航空便も多数運航されて、様々な事情でロシアから移住等をするロシア人が多い。中には、オルガルヒ等も含まれる。ロシアからの送金、投資も歓迎している (暴落したリラを支えるためにもメリットがある)。
- ・しかし、VISA、マスター等は使えなくなったため、ロシアのミール決済システムに接続するトルコの事業者も出現したと、既に 4 月時点で報じられていた。
- ・米国、EU はロシアとの経済関係を深めミールを利用するトルコに対して警戒を強め、EU はトルコに直接懸念を表明するための代表団を送ると報じられていた。 今回の米国による制裁警告後、トルコの 2 つの民間銀行がミールの利用を停止したと発表した (ロイター-22.9.15、同 9.19 付)

② 米国大手クレジットカード撤退後の中国の銀聯カードとの提携に対する警戒

- ・ロシアの主要銀行が制裁対象となったことに伴い、それら銀行が発行するクレジットカードの国際主要ブランドである米国大手の VISA、マスターカード、アメックス等が事業を停止した (22 年 3 月)。これにより、ロシア国外での利用は直ちに不可となった (国内はカードの有効期限まで)。
- ・ロシアでは、キャッシュレス比率が 7 割に達するため、国民生活への影響が大きいことから、ロシア主要銀行は、ロシアのミール国家決済システムと中国の銀聯カードシステムの利用、提携を進めようとした。ただ、銀聯側は、4 月末時点で、ロシア最大手銀ズベルバンクなど制裁対象の銀行との協業を拒否したと報じられている (日経新聞 22.4.28 付)

※ ミールに関しては、前掲の以下の資料の p33~34、p70 を参照。

◎米国・EU の対ロシア制裁概要と関連諸動向について (改訂 6 版) (2022.3.18 同 8.9 改訂 6 版)

https://www.cistec.or.jp/service/zdata_russia/20220318.pdf

(2) **量子コンピュータ関連について、2つの制裁大統領令により広汎な禁止措置**

○量子コンピュータ関連について、ロシア制裁関連での次の2つの大統領令によって、広汎な制裁措置が追加された。

① 「ロシア有害活動制裁大統領令 14024」(21.4)の適用範囲の再拡大

- ・制定当初、「ロシア経済の技術セクター、防衛セクター・関連資材セクター」のほか、「財務長官が国務長官と協議して決定する他のセクター」で活動している企業・団体・人を SDN リスト掲載対象者として指定できるとされた。
- ・これまで、ロシアのウクライナ侵攻前に、「航空宇宙セクター、電子機器セクター及び海洋セクター」にも適用範囲が拡大され(22年1月)、その後更に、「会計、信託、企業形成、経営コンサルティングの各セクター」も対象とされた(同5月)。今回、「量子コンピューターセクター」が新たに対象化。

② 「米国企業・団体・人によるロシアへの新規投資及び一定サービスの禁止大統領令 14071」(22.4)の適用範囲の再拡大

- ・ a) 米国企業・団体・人によるロシアへの新規投資の禁止 / b) 米財務長官が国務長官との協議の下で決定するサービスの米国からの又は米国企業・団体・人による、直接的又は間接的な、ロシアへの輸出、再輸出、販売、及び供給の禁止が当初の内容だった。
- ・ 5月に、b)について、会計サービス、信託・企業形成サービス、経営コンサルティングの各サービスを追加したが、今回、量子コンピューター関連サービスも対象化(10月15日施行。ただし、具体的制裁対象者はまだ指定されていない)。

○「量子コンピュータ関連」の輸出・再輸出等については、商務省 BIS が EAR に基づき EAR 対象のものを同時に輸出規制対象としているが、財務省・国務省が 14071 に基づき EAR 対象外のものも規制対象とした形となる(後者は、貨物・技術の輸出・再輸出等に留まらずサービス全般)。

○今回の大統領令 14071 に基づく財務省・国務省の規制は、米国からの／又は米国企業等による輸出が対象であるが、非米国企業による非米国からの輸出・再輸出等も、別途の「ロシア有害活動制裁大統領令 14024」による「米国制裁潜脱・脱法行為への実質的支援禁止」規定により禁止対象となり得る。

○商務省 BIS においても、EAR 対象外の品目であっても、バックフィル取引関与の非米国企業・人を EL 指定する例が出てきており、EAR 対象外の品目の輸出・再輸出等であっても、米国企業・非米国企業を問わず、様々な規制パターンがあり得ることとなった。

■ **ロシア・ベラルーシ向け輸出規制の一層の拡大 (22. 9. 15 の EAR 改正)**

—輸出規制手法・適用範囲拡大を通じた中国による「支援」の牽制

—ロシアの産業向け品目の禁輸の大幅な拡大 等

米国商務省 BIS は、米国 9 月 15 日に、対ロシア・ベラルーシ規制の大幅な改正が施行された。その内容は、ロシアの産業向け品目の禁輸の大幅な拡大と、ロシアとその支援者を対象とした規制が中心であるが、EAR（輸出管理規則）の規制手法・適用範囲が更に拡大されており、注目される。

特に、ロシアへの「支援」懸念が強い中国に対する強力な牽制となっている。上海協力機構会合での中露首脳会談と同日に発表していることも、牽制の意味合いがあると思われる。

■改正の要点

○ロシア・ベラルーシの産業向けの規制品目の拡大

・ロシア産業向けの規制品目は、3 月、5 月と追加されたが、新たに 57 品目(様々な機械類、機器・装置その他)(例：切断機、金属除去機、一定のフォークリフト)が追加された (746 章附則 4 の拡大)。

※同盟国の規制との調和を図るため。

・併せて、ロシア産業向けの規制品目は、ベラルーシ産業向けとしても規制品目となり、同一になった。

○ロシア・ベラルーシ向け新たな規制品目リストの新設

・新たな規制ジャンルとして「746 章附則 6」が新設された。

・EAR99 (CCL リスト規制非該当品目)の以下の品目

①一定の化学物質、生物製剤、フェンタニルとその前駆体、及び関連機器

※化学兵器・生物兵器関連懸念

②量子コンピューティング及び先端的な製造機器・技術品目等(3D 製造装置等)

○ロシア・ベラルーシ向け直接製品規制の拡大

・上記の 746 章附則 6 の品目は、ロシア・ベラルーシ向け直接製品規制の「直接製造された品目の要件」にも追加された。

・また、EAR 対象外品目のバックフィル取引関与で EL 掲載された 6 企業を、直接製品規制の対象となる軍事エンドユーザーに指定した (後述)。

○ロシア・ベラルーシ向け軍事エンドユーザー規制の拡大

・直接製品規制の対象となる軍事エンドユーザー (=脚注 3 付 Entity List 掲載者) として、ロシア・ベラルーシ以外の国の企業も指定し得るとした。

・その対象となった軍事エンドユーザー向けの輸出・再輸出・国内移転も、軍事エンドユーザー規制が適用されることとした。

・その上で、EAR 対象外品目のバックフィル提供・取引により 6/28 に EL に掲載された中国等所在の 6 企業を上記の直接製品規制の対象となる軍事エンドユーザーに指定した (再掲)。

○軍事諜報エンドユーザー規制の拡大

・ロシア・ベラルーシ以外の国(例：英国、日本)への EAR 対象品目の輸出・再輸出・国

内移転であっても、相手方やエンドユーザーがロシア・ベラルーシの軍事諜報エンドユーザー(両国の企業に限らず、「両国の軍の諜報部門を支援している両国以外の企業」も対象)であり、それを知り又は知りうる場合は、軍事諜報エンドユーザー規制が適用されることとなった。

・これに合わせて、軍事諜報エンドユーザー規制対象国の 10 か国以外への輸出・再輸出・国内移転であっても、同様の扱いとされることとなった。

○**ロシア・ベラルーシ向けの許可例外 TSU、ENC の対象の拡大 (緩和措置)**

・従前の米国及び一定国の民生エンドユーザーの「子会社」向けだけでなく、「支店、営業所」向けも追加された。

○**ロシア・ベラルーシ国籍者(開示国永住権非保有者のみ)へのみなし輸出・再輸出規制明確化**

・本 2022 年 2 月 24 日以降に新たに許可必要になった品目(例:規制理由が AT(反テロ)のみである品目)のみ適用除外。

○規制対象となる奢侈品(746 章 附則 5)の内の一定のものにつき、一定の金額以上のもののみを規制対象とする金額要件が規定された(出来る限り他国の規制との整合性を図る観点)。(緩和措置)

■改正の趣旨

商務省 BIS 幹部は、改正趣旨を次のように説明している。

ロシアに対する支援取引(中国を念頭)に対する強力な規制措置を講じるという点にある。

◎**BIS エステベス次官の声明**

多くの分析が示しているように、ロシアは武器備蓄の修理・交換・補充に苦勞しており、本日の EAR 規制の改正強化はウクライナに対する軍事攻撃を維持する能力を低下させ続けることになるはずである。我々は、国際的なパートナーと協力して、必要に応じて規制を強化し、ロシアとその支援者に対し、彼らを更に孤立させるために行動することを躊躇しないことを示していく。

◎**BIS ケンドラー次官補の声明**

米国及び我々の国際的パートナーが引き続きウクライナを支持し、ロシアの軍事能力を支援するために使用される可能性のある技術や品目へのロシアのアクセスを厳格に規制することを示すものである。それはまた、ロシア軍を支援しようとする者に、彼らを断ち切るための強力な行動を躊躇しないという明確なメッセージを送るものである。

■改正の意味、インパクト

(1) **ロシア制裁を契機とした EAR の輸出・再輸出規制のこれまでの拡大手法**

・下記資料に直近までの規制の拡大手法を整理して掲載している。

- ◎「最近の米欧、中国の輸出管理・経済安全保障規制動向等と留意点—22年9月初め時点での状況—(2022.9.6)」の「留意点④」(p20～)
<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/51-20220906.pdf>

○**従来パターン EAR 対象品目の再輸出規制**

- ・米国原産品目
- ・デミニミス・ルール (25%ルール)
- ・拡大直接製品規制+規制免除をテコに他国に同調を誘導

○**新規パターン① EAR の運用強化：EAR 対象外品目も含む非米国からの輸出規制**

- ・EAR「一般禁止事項 10」の厳格適用+DPL 掲載
- ・Entity List 掲載企業に対して EAR 対象外品目を非米国から輸出した企業を、バックフィル取引関与として Entity List に掲載

○**新規パターン② 財務省・国務省と連携 (SDN 掲載で金融制裁/FinCEN との連携)**

- ・Entity List 掲載企業の内、航空宇宙・電子等の重要分野の企業を SDN 掲載
- ・グローバルマグニツキー法で「人権侵害・深刻な腐敗」に関与したとして SDN 掲載
- ・米財務省 FinCEN と米商務省 BIS が輸出規制の不正回避に対する金融機関への合同アラートを公表

(2) 今回の新たな規制手法のインパクト

今回の新たな措置は、ロシアへの輸出規制の効果を弱める取引や、ロシアの軍事/軍事諜報への支援につながる取引をする場合には、米国以外の企業であっても、また、EAR 対象以外の品目の取引であっても、ペナルティの対象とするというものである。

①ロシアとのバックフィル取引関与の非米国企業に直接製品規制を適用

- ・上記の「新規パターン①」の「Entity List 掲載企業に対して EAR 対象外品目を非米国から輸出した企業を、バックフィル取引関与として Entity List に掲載」の手法を更に拡大し、それらのバックフィル取引関与で掲載された中国企業等の非米国企業を、拡大直接製品規制の対象とするものである。
- ・従来の米国規制の基本だった「EAR 対象」品目に関する規制に留まらず、「EAR 対象外」品目の米国以外からの輸出であっても、問題ある場合はペナルティとして Entity List 掲載による禁輸対象とするというものであり、米国規制の範囲を格段に拡大するものとなる。

②軍事エンドユーザー規制の仕向地の一定の場合の全地域への拡大

- ・「軍事エンドユーザー」の定義は、もともと「軍事エンドユース活動への支援を目的とした機能・役割を担う組織・個人」というものであったが、従来の規制範囲は、そ

の最終仕向地が中露等の6ヶ国である場合に限定されていた。また、軍事エンドユーザー(例示)リストの掲載企業も中露企業に限定されていた(20年12月に中国は57組織が指定)(ただし、当初の軍事エンドユーザー(例示)リストのロシア企業は、本年2月24日に脚注3付Entity List(ロシア・ベラルーシ軍事エンドユーザーリスト)に移動された)。

- ・今回の措置は、ロシア・ベラルーシ向け軍事エンドユーザー規制について、その両国企業だけでなく、その支援取引先が脚注3付Entity List(ロシア・ベラルーシ軍事エンドユーザーリストに掲載されているときには、両国以外の国の企業であっても対象となり得るとして、規制範囲を拡大し、中国等6カ国(中国、英国、ベトナム、リトアニア、ウズベキスタン、ロシア)に所在の6企業を指定・掲載したというものである。
- ・それら6企業向けの輸出については、軍事エンドユーザー規制が適用されるだけでなく、拡大直接製品規制も適用されることとされた。
- ・また、ロシア・ベラルーシ以外の4カ国(中国、ベネズエラ、ミャンマー、カンボジア)に関しても同様に、それらの国以外の国の企業向けであっても、その企業がそれらの4カ国のいずれかの軍事エンドユーザーを支援している場合は、その支援先が軍事エンドユーザー(例示)リストに掲載されているときには、軍事エンドユーザー規制を適用することとされた。ただし、ロシア・ベラルーシの軍事エンドユーザーとは異なり、直接製品規制までは適用されない。

③軍事諜報エンドユーザー規制の仕向地の全地域への拡大

- ・軍事諜報エンドユーザー規制の対象国は10カ国であるが、それ以外の国向け輸出であっても、それら10カ国の軍事諜報エンドユーザーへの支援となる場合には、同規制が適用されることとされた。

(3) ロシア・ベラルーシ産業向け品目、新規分野の品目の追加

①ロシア・ベラルーシ産業への新規製品目の追加

- ・ロシアの主要産業で使われる品目については、ロシアの軍事能力向上のための収入源の更なる制限、EUの規制との整合を図ること等を理由として逐次規制されてきている。3月に油田・ガス田用電線・坑井装置等が規定され、さらに5月に産業用エンジン、ボイラー、モーター、ファン、換気装置、ブルドーザー、木材製品等が20数ページに渡り追加された。
- ・さらに、9月15日改正により、新たに57品目(様々な機械類、機器・装置その他)(例：ライダータイプ・カウンタースタビライズ式・自走式フォークリフトトラック、鋸機械、切断機、金属除去機、蓄電暖房ラジエーター、外部電源から給電される鉄道機関車)が追加された。
- ・従来、ロシア向けに限定されていたが、ベラルーシ向けにも拡大された。

- ・もともと、ロシアの産業向け品目については、EU が当初からより広汎に規制していたが、今回の米国の措置で、EU に近い規制品目になる。米国、EU の共通規制品目を対象としてきた日本の外為法の規制も、近々追加されるものと思われる。

②新たな規制品目リストの新設

- ・大別して2分野が規制されたが、「一定の化学物質、生物製剤、フェンタニルとその前駆体、及び関連機器」については、化学兵器・生物兵器の生産能力に有用であることが理由。
- ・「量子コンピューティング及び先端的な製造機器・技術品目等(3D 製造装置等)」については、ロシアで製造されていないと判断されるもの、又は防衛産業等の多くの産業における先端的な製造を可能にする先端的な製造・開発能力を開発する上でロシアにとって重要なものであるとことが理由。

■対ロシア制裁の効果を窺わせる諸材料について

- ロシア政府非公開会合文書やロシア財務省発表データに見る苦境
- 外資撤退禁止の大統領令、北朝鮮・イランからの武器等調達の記事

2月のウクライナ侵攻から約7ヶ月が経過したが、西側諸国による制裁の効果を窺わせる諸材料が報じられるようになっている。

■ロシア政府高官トップの非公開会合での経済状況分析文書 (8/30)

—より長期で深刻なりセッションのリスクを指摘

○ブルームバーグが、8月30日のロシア政府高官トップの非公開会合で共有されたロシア経済の苦境状況の報告について報道している(後述のロイター電からみると、ミシュスチン首相主催の会合用と思われる)。

◎ロシア、より長期で深刻なりセッションのリスク—政府の内部報告(ブルームバーグ 22.9.6付)

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-09-05/RHQPFBT1UM0Z01>

この文書はウクライナ侵攻によるロシア経済孤立化の影響を正確に判断しようと、当局者や専門家らが数カ月かけてまとめたものとのこと。

○これについて、ロシアの経済発展相が、「もしわれわれが抵抗せず、何もしなければ何が起きるのかを算定するために用いた分析的な見積もり」だと述べ、実在する文書であり、実際政府内で検討のために共有されたことを認めた。

○主な内容

- ・向こう1、2年について石油やガス、金属、化学製品、木材など「さまざまな輸出関連分野の生産減少」を警告。その後、一部回復はあり得るが「これらの分野は経済のけん

引役ではなくなる」と予想。

結果的に生産量減少を余儀なくされることで、国内のガス供給拡大という政府目標の達成も危うくなる。LNGプラントに必要な技術の不足は「重大」で、新たなプラント建設の取り組みを妨げる恐れがある。

- ・欧州がロシア産石油輸入を停止する計画は大幅な減産につながり、国内市場も燃料不足に陥る可能性がある。輸入停止は去年の欧州向け輸出の約55%に相当する。
- ・西側諸国のテクノロジーへのアクセスが制限されることで、ロシアは中国や東南アジアなどの最先端ではない代替技術に頼らざるを得ず、現行の基準より1、2世代分の遅れが生じる可能性がある。
- ・ロシアのGDPが今年2.9%減少する可能性がある

■ミシュスチン首相主催の非公開会合でのロシアのエネルギー戦略関連文書（8/30）

一欧州向け石油・ガスの輸出減少と欧米エネルギー企業撤退により苦境に

○次にロイターが、8月30日にミシュスチン首相が主催した非公開会合に提出された、ロシアのエネルギー戦略における「制約やリスク」の内容を報じている。

◎焦点：エネ供給武器のプーチン戦略、「ロシアにも痛手」の試算（ロイター22.9.8付）

<https://jp.reuters.com/article/ukraine-crisis-russia-energy-idJPKBN2QA08D>

○主要内容

- ・EU等外国顧客への供給を減らすと低価格に設定した国内販売の損失を輸出収入で補うという従来の仕組みが崩れる。その結果として、各地域でのガス開発に必要な資金が不足すると予測（30年までのロシアのガスセクター向け投資は約410億ドル目減りする。
- ・（プーチン大統領が述べる、石油・ガスについて欧州の対応次第でロシアは中国やインドに主要顧客を切り替えるという方針に関して）それを実行するためには、東方に向けたパイプラインの建設を加速させなければならない。現在、ロシアから中国への主要ガスパイプラインは「パワー・オブ・シベリア1」のみで、通常時に毎年欧州に輸送する量の11%にとどまる。ヤマル半島の2油田から中国につながる「パワー・オブ・シベリア2」は未完成。
- ・最悪シナリオに基づくと、27年までに欧州諸国はロシア産石油への依存を完全に断ち切ることが可能で、「ドルジバ」石油パイプラインとバルト海沿岸の港が深刻な打撃を受ける。
- ・ロシアのエネルギー業界は採掘の難しさなどに伴う生産コスト増加という旧来の課題に、輸出先切り替えコストとタンカー需要の高まりという新たな逆風が加わる。
特にLNGと石油精製の分野では、西側の技術が利用できなくなることで、ロシアのエネルギー業界は厳しい選択を迫られる。LNG生産プロジェクトから技術面のパートナーが撤退すると、新規施設を稼働させるタイミングが遅れると警告。石油製品輸出は去年の約55%相当、精製活動は25—30%低下して国内向けの十分なガソリン

生産も確保できなくなり、燃料価格を押し上げると懸念。

■ロシア財務省の発表（9/12の週）

—7月、8月に財政黒字が急減し、年初来の黒字の大半が吹き飛ぶ

○ロシア財務省が発表したデータによると、1～6月の財政収支は1兆3700億ルーブル（約3兆3000億円）、1～7月は5000億ルーブル近い黒字だったが、1～8月には1370億ルーブルにまで落ち込んだ。7～8月で年初来の黒字の大半が吹き飛んだ。

○ロシアの予算では天然ガスよりも石油の方が大きな割合（約半分）を占めているが、指標となるブレント原油価格は6月上旬のバーレル120ドル前後のピーク時から約25%下落したことが大きい。

また、ガスプロムの発表では、同社の1～8月の生産量が前年同期比で15%減で、輸出は3分の1あまり減った（EU・英国へのガス供給は年初から49%減少）。

ロシア産ガス全体の欧州向けの輸出量は、侵攻する前のおよそ5分の1に縮小した。

○1～8月のロシア政府収入の半分近くを占める石油・ガス収入は前年同期を18%下回る。
石油・ガス以外のロシア政府収入も1～8月には前年同期比37%減だった。

○今後をみると、EUはロシア産石炭の輸入をすでに禁止し、タンカー輸送のロシア産原油の禁輸措置も12月に発効予定。天然ガスの輸出も9月からノルドストリーム1は停止予定であり、状況は更に悪化する見込み。

○なお、ルーブル相場の反転（＝ルーブル高）も政府収入減少の要因。通常はドル建てやユーロ建てで取引する石油・ガスの販売によって、ルーブル建てでロシア政府が得る金額を実質、押し下げた。

○ロシアの経済紙「ベドモスチ」が報じるところでは、財務省が政府機関に対し来年10%の支出削減が必要だと伝えたとのこと。しかし国防費は増加する見込みという。

○ロシア経済発展省は、7月の実質国内総生産（GDP）が前年同月比で4.3%減ったと発表した。ロシアの大手投資会社のアナリストは、23年の実質成長率はマイナス5%に落ち込むと予想しているとのこと。ロシア中央銀行は9月上旬の報告書で、輸出の減少傾向が続く可能性が高いと指摘した。

（以上、CNN2022.09.16付、フィナンシャルタイムズ22.9.13付＝日経22.9.16付による）

■上記動向に関係する石油・天然ガス関連の動き

○石油・天然ガス分野での外資撤退禁止の大統領令公布（8/5）

・本年8月5日に、プーチン大統領は、ロシアが国家戦略上、重要だとみなす石油・天然ガス開発の関連事業の「非友好国」の外資企業や金融機関を対象に、株式売却による事業撤退を禁止する大統領令に署名した。禁止期間は2022年末までと定め、必要に応じて延長できる。戦略的企業の株式が、ロシア以外の企業に自由に売却されることも阻止できる。石油・天然ガス開発事業「サハリン1」、北極圏の「ハリヤガ油田」等が対象。

- ・プーチン大統領は、3月10日にロシアから撤退した外国企業の資産を押収して希望者に渡す政府方針を承認しており、下院も5月に基本方針は承認していた。

○「サハリン2」新会社への出資条件に LNG プラントの操業経験 (9/6)

- ・ロシア政府は、石油・天然ガス開発事業「サハリン2」を担う新会社への出資条件として、年間生産能力が400万トンを超えるLNGプラントの操業経験がある事業者に限るとする条件を法令で示した。

○輸出と財政を支える石油・天然ガス分野での苦境の顕在化は、最大の需要者であった EU による石油の輸入禁止に向けた動きに加えて、以下のような制裁や主要民間企業の事業停止が影響しているものと思われる。

① 油田・ガス田開発～運転に至るまでの各種機器等の早期禁輸

旧来の油田・ガス田の老朽化と、新規油田・ガス田（北極海、シェール、深海）での開発等が課題である中、それらに利用される各種機器を、「ロシアの産業向け品目」として広汎に、かつ早期に、欧米日等が禁輸としたこと。

LNG化、石油精製に利用される機器等も同様に禁輸されたこと。

② 主要外資企業の撤退、事業停止

エクソン、シェル、トタル等が撤退を表明し、更に石油・天然ガスサービス（採掘・生産から天然ガスの液化、発電所へのパイプライン輸送等）のベーカー・ヒューズ、シュルンベルジェ、ハリバートンの米国大手3社も3月時点で事業停止したことにより、操業に支障が生じていると思われること。

上記の外資撤退禁止の大統領令も、その影響が打撃になっていることが背景にあると思われる。

③ 石油輸送の制限

ロシア産石油の海上輸送について、米国、EUの港へのロシア船籍船の寄港禁止、ロシア周辺海域の保険の制限、EU・英国への海上輸送の保険付保の禁止（域外の国への輸送については禁止されないことになった）等の制限がなされたこと。

■**北朝鮮、イランからの武器調達の記事等**

○北朝鮮からの弾薬調達の報道

- ・NYTは、ロシアが北朝鮮から砲弾やロケット弾を何百万発と購入していることが、新たに機密指定解除されたアメリカ情報機関の文書から明らかとなったとして報じた。
- ・米国政府関係者の話として、「アメリカとヨーロッパによる制裁と輸出規制がロシアの軍事物資調達能力に打撃を与えている様子が見て取れる」「短距離ロケット弾や砲弾に加え、今後はロシアが北朝鮮からさらに別の装備品の調達を図ることも予想される」とした（以上、NYT (22.9.5 付) = 東洋経済 ONLINE 22.9.13 付)。
- ・米国防総省報道官は、翌9月6日の会見で、同様の点を指摘した上で、「北朝鮮に手を伸ばしたという事実は、継戦能力の面で課題を抱えていることの表れだ」と述べた（読

売新聞 22.9.7 付他)。

- ・これに対し、国営の朝鮮中央通信は9月22日に、ロシアに武器や弾薬を提供したことはなく、今後もそうする計画はないとする国防省の声明文を伝えた（各メディアによる）。

○イラン製最新型ドローン投入の報道

- ・ロシアは9月13日に、イラン製最新型ドローンである「シャヘド136」を投入し始めたと報じられている。ハリコフのウクライナ軍の拠点に2機飛来し、152ミリ自走式榴弾砲2門、122ミリ自走式榴弾砲2門、さらにBTR装甲歩兵車両2台が破壊されたという。英国防省も9月14日、ロシアが初めてイラン製ドローンをウクライナに配備した可能性が高いと述べた。
- ・イラン製ドローンは比較的小型で、非常に低い高度で飛行するため、ウクライナ軍の防空システムが探知しにくく、ハイマースに対する「強力な対抗手段」をロシアにもたらす可能性があるとのこと。
- ・サリバン米大統領補佐官は7月時点で、ロシア国防当局者がイランを訪れ、武器搭載可能なものを含めて最大数百機のイラン製ドローンを早急に購入する準備を進めていると警告する一方、イラン外務省はこれを否定する声明を出していた。
- ・米政府は、ロシアは8月に入り、「モハジェルー6」と「シャヘド」シリーズの引き渡しを受けたと分析しつつ、多くの不具合に直面しているとした。

(以上、CNN22.9.14付、WSJ22.9.19付、ロイター22.8.29付)

- ・なお、米政府は、9月8日に、ロシアにウクライナとの戦争で使用するドローンや関連機器、人員を輸送したとして、テヘランに拠点を置くサフィラン・エアポート・サービシズを制裁対象に指定した。更にイラン軍向けドローン技術の研究開発に携わる企業3社と個人1人にも制裁を科す考えを明らかにした（ブルームバーグ 22.9.9付）。

■その他、制裁の効果関連の動き

前掲資料の下記の関係ページ参照。これらの動きが前掲のロシア政府トップの非公開会合での分析資料にあるような苦境につながっていると考えられる。

◎米国・EUの対ロシア制裁概要と関連諸動向について（改訂6版）（2022.3.18 同8.9改訂6版）

https://www.cistec.or.jp/service/zdata_russia/20220318.pdf

- ・「西側制裁・輸出規制による効果に関する諸報道」 ⇒p46～
- ・「原油・天然ガス関連の動向」 ⇒p37～
- ・「ロシアの半導体、武器等生産への影響等」 ～p38
- ・「ルーブル防衛策」（財政難）関連 ⇒p67～

以上